

# 介護保険 訪問看護利用料金表（非課税）

## 要介護のご利用者様

(2021.4.1～)

サービス内容	指定訪問看護(要介護者対象)					サービス提供時間	
	利用料 (10割)	利用者負担額			単位		
		(1割)	(2割)	(3割)			
訪問看護 I-1・時間内	3,261円	327円	653円	979円	313	1回につき 20分未満	
訪問看護 I-2・時間内	4,897円	490円	980円	1,470円	470	1回につき 30分未満	
訪問看護 I-3・時間内	8,554円	856円	1,711円	2,567円	821	1回につき 30分以上1時間未満	
訪問看護 I-4・時間内	11,722円	1,173円	2,345円	3,517円	1,125	1回につき 1時間以上1時間30分未満	
◆訪問看護 I-5(PT・OT・ST)	3,053円	306円	611円	916円	293	リハビリ 20分	
◆訪問看護 I-5(PT・OT・ST)	6,106円	611円	1,222円	1,832円	586	リハビリ 40分 (要介護：293単位×2)	
◆訪問看護 I-5・2超(PT・OT・ST)	8,252円	826円	1,651円	2,476円	792	リハビリ 60分 (要介護：264単位×3)	
特別管理加算	I	5,210円	521円	1,042円	1,563円	500	1か月につき1回算定 在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態や 留置カテーテル等を使用している状態等、計画的管理する 内容によっていずれかを算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
	II	2,605円	261円	521円	782円	250	
複数名訪問看護加算 【+看護師等の場合】	30分未満	2,646円	265円	530円	794円	254	1回につき看護師等と①看護師等または ②看護補助者により、複数名で1人の利用者に訪問看護 (介護予防含む)を行った場合に算定 ※ご利用者またはご家族の同意が必要
	30分以上	4,188円	419円	838円	1,257円	402	
複数名訪問看護加算 【+看護補助者の場合】	30分未満	2,094円	210円	419円	629円	201	
	30分以上	3,303円	331円	661円	991円	317	
長時間訪問看護加算	3,126円	313円	626円	938円	300	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合に算定	
初回加算	3,126円	313円	626円	938円	300	新規に訪問看護を提供した場合、 区分変更(要支援→要介護、要介護→要支援)時に算定	
退院時共同指導加算	6,252円	626円	1,251円	1,876円	600	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、 その内容を文章により提供した場合に算定	
緊急時訪問看護加算	5,981円	599円	1,197円	1,795円	574	1か月につき1回算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定	
ターミナルケア加算	20,840円	2,084円	4,168円	6,252円	2,000	死亡月につき1回算定(※要介護のみ) ※届出している訪問看護ステーションのみ算定	
看護体制強化加算	I	5,731円	574円	1,147円	1,720円	550	1か月につき1回算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
	II	2,084円	209円	417円	626円	200	
サービス提供体制強化加算	I	62円	7円	13円	19円	6	1回につき算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
	II	31円	4円	7円	10円	3	
その他加算に関して							
夜間・早朝加算 (夜18時～22時/早6時～8時)	ケアプランに位置付けられた訪問看護及び、緊急時訪問看護加算を算定している利用者様へ						
深夜加算 (深夜22時～6時)	同月2回目以降の緊急訪問看護を対象時間に実施した場合は、早朝・夜間は25%、深夜は50%の加算が算定されます						

◆…①療士 (PT…理学療法士、OT…作業療法士、ST…言語聴覚士) の実施するリハビリの上限は、週6回 (1回20分) 120分迄となります。

※緊急時訪問看護加算・特別管理加算 I・II、ターミナルケア加算、サービス提供体制強化加算は区分支給限度基準額の算定対象外となります。

【6級地】

# 介護保険 訪問看護利用料金表（非課税）

## 要支援のご利用者様

(2021.4.1～)

サービス内容		指定訪問看護(要支援者対象)				単位	サービス提供時間
		利用料 (10割)	利用者負担額				
			(1割)	(2割)	(3割)		
訪問看護 I -1・時間内		3,146円	315円	630円	944円	302	1回につき 20分未満
訪問看護 I -2・時間内		4,689円	469円	938円	1,407円	450	1回につき 30分未満
訪問看護 I -3・時間内		8,252円	826円	1,651円	2,476円	792	1回につき 30分以上1時間未満
訪問看護 I -4・時間内		11,326円	1,133円	2,266円	3,398円	1,087	1回につき 1時間以上1時間30分未満
◆訪問看護 I -5(PT・OT・ST)		2,948円	295円	590円	885円	283	リハビリ 20分
◆訪問看護 I -5(PT・OT・ST)		5,897円	590円	1,180円	1,770円	566	リハビリ 40分 (要支援：283単位×2)
◆訪問看護 I -5・2超(PT・OT・ST)		4,438円	444円	888円	1,332円	426	リハビリ 60分 (要支援：142単位×3)
特別管理加算	I	5,210円	521円	1,042円	1,563円	500	1か月につき1回算定 在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や 留置カテーテル等を使用している状態等、計画的管理する 内容によっていずれかを算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
	II	2,605円	261円	521円	782円	250	
複数名訪問看護加算 【+看護師等の場合】	30分未満	2,646円	265円	530円	794円	254	1回につき看護師等と①看護師等または ②看護補助者により、複数名で1人の利用者に訪問看護 (介護予防含む)を行った場合に算定 ※ご利用者またはご家族の同意が必要
	30分以上	4,188円	419円	838円	1,257円	402	
複数名訪問看護加算 【+看護補助者の場合】	30分未満	2,094円	210円	419円	629円	201	
	30分以上	3,303円	331円	661円	991円	317	
長時間訪問看護加算		3,126円	313円	626円	938円	300	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合に算定
初回加算		3,126円	313円	626円	938円	300	新規に訪問看護を提供した場合、 区分変更(要支援→要介護、要介護→要支援)時に算定
退院時共同指導加算		6,252円	626円	1,251円	1,876円	600	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、 その内容を文章により提供した場合に算定
緊急時訪問看護加算		5,981円	599円	1,197円	1,795円	574	1か月につき1回算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
看護体制強化加算		1,042円	105円	209円	313円	100	1か月につき1回算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
サービス提供体制強化加算	I	62円	7円	13円	19円	6	1回につき算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
	II	31円	4円	7円	10円	3	
その他加算に関して							
夜間・早朝加算 (夜18時～22時/早6時～8時)		ケアプランに位置付けられた訪問看護及び、緊急時訪問看護加算を算定している利用者様へ 同月2回目以降の緊急訪問看護を対象時間に実施した場合は、早朝・夜間は25%、深夜は50%の加算が算定されます					
深夜加算 (深夜22時～6時)							

◆・・・①療法士（PT…理学療法士、OT…作業療法士、ST…言語聴覚士）の実施するリハビリの上限は、週6回（1回20分）120分迄となります。

②理学療法士等が利用開始の属する月から12月超の利用者に訪問看護を行った場合は1回につき5単位減算されます（要支援のみ）。

※緊急時訪問看護加算・特別管理加算 I・II、サービス提供体制強化加算は区分支給限度基準額の算定対象外となります。

【6級地】